

千葉県資源管理指針

平成23年 3月30日策定

平成24年12月17日改正

平成27年 2月27日改正

平成28年 3月25日改正

平成29年 3月29日改正

平成30年 4月13日改正

平成31年 4月23日改正

千葉県

目 次

項

第1 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方	
1 漁業概観	1
2 資源管理型漁業の経緯	4
3 資源管理型漁業の推進	5
第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向	
【魚種別資源管理】	
1 アワビ	6
2 イセエビ	8
3 キンメダイ	10
4 サバ類	12
5 アナゴ類	13
6 ヒラメ	15
7 タコ類	17
8 クロマグロ	19
9 サザエ	20
10 マコガレイ（東京湾）	22
11 マダイ	24
12 コノシロ（東京湾）	26
13 スズキ（東京湾）	27
【漁業種類別資源管理】	
1 刺網漁業	29
2 定置網漁業	30
3 小型機船底びき網漁業	31
4 まき網漁業	32
5 船びき網漁業	33
6 はえなわ漁業	34
7 つり漁業	35
8 潜水器漁業	36
第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針	37
第4 その他	
(1) 履行確認について	37
(2) その他	37
(別紙1) 資源管理計画の評価・検証手順例	38
(別紙2) 資源管理措置の履行確認手段について	39

第1 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

本県は三方を海に囲まれ、海岸線延長は 534km に及んでおり、変化に富んだ漁場と、魚介類の種類が豊富なことから、多種多様な漁業が営まれている。

房総半島東部の銚子沖合には親潮と黒潮が交わる好漁場が形成され、まき網、底びき網、つりなど多種多様な漁業が営まれている。また、九十九里浜には広大な砂浜域が広がり、採貝、船びき網などの漁業が営まれている。

房総半島南部の夷隅から安房に至る外房域にかけては岩礁域が発達し、磯根漁業や定置網、つりなどの漁業が盛んに営まれている。

東京湾口の内房地区は比較的静穏な海域を有し、定置網、つりなどの漁業のほか、海面での魚類養殖も営まれている。

富津岬周辺から東京内湾にかけては、のり養殖や採貝に加え、底びき網や、中・小型まき網漁業などの漁船漁業も営まれている。

銚子・九十九里地区：銚子市～長生郡一宮町

外 房 地 区：いすみ市～南房総市白浜地区

内 房 地 区：館山市～富津市大佐和地区

東 京 湾 地 区：富津市下洲地区～浦安市

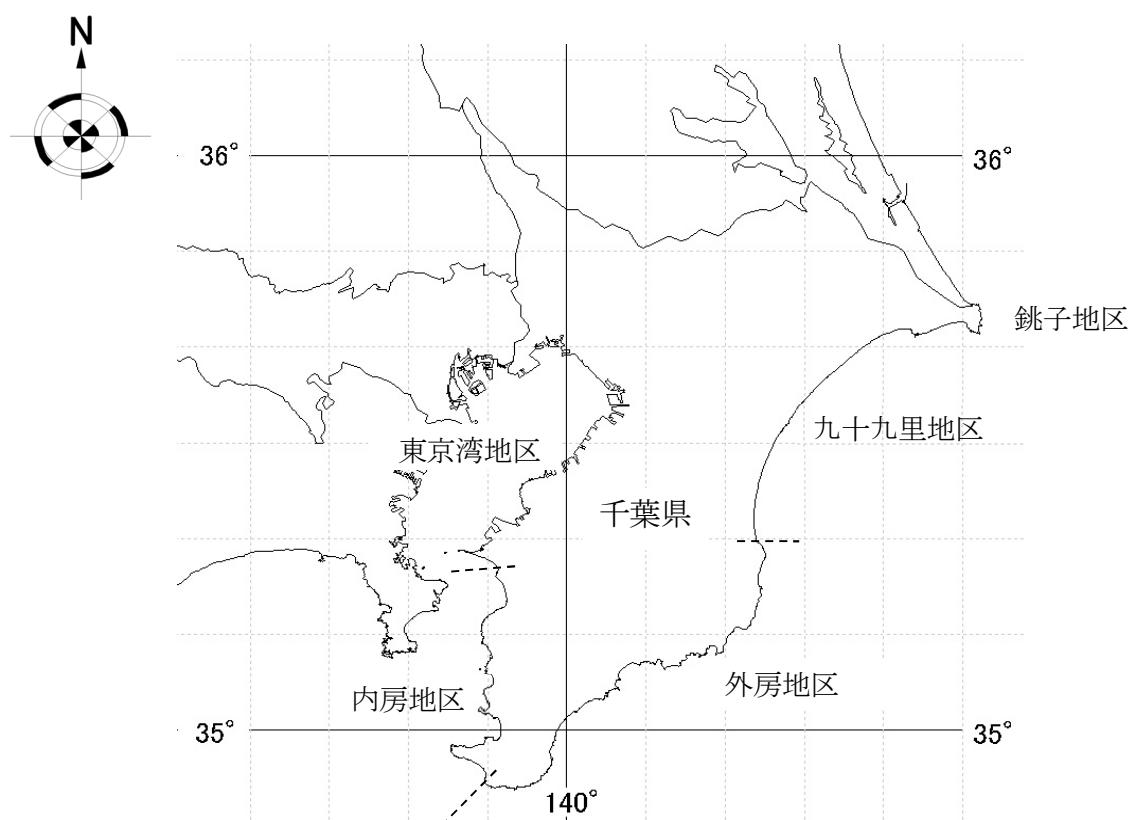
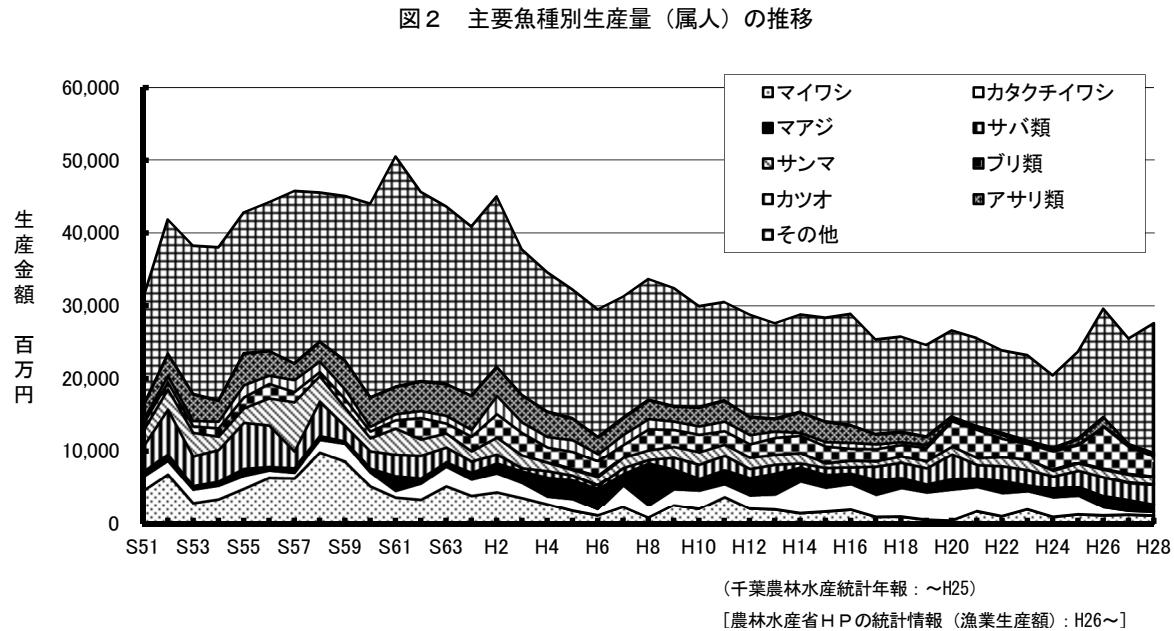
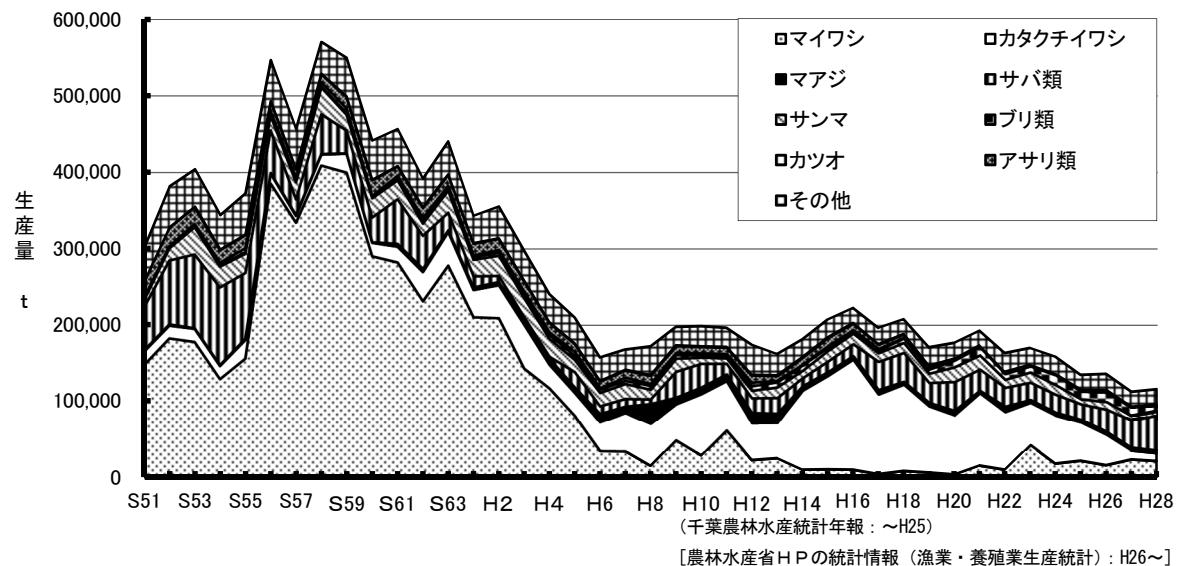


図1 千葉県の漁業地区

漁業生産については、平成 28 年の海面漁業の生産量は、約 11 万 5 千トン、生産額は、約 249 億 2 千万円である。

魚種別の生産量では、マイワシ、カタクチイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、ブリ類及びカツオの回遊性魚類で全体の約 85% を占めている。また、魚種別の生産金額では、マイワシ、カタクチイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、ブリ類及びカツオの回遊性魚類で全体の約 34% を占めており、残りがイセエビ、アワビ、その他となっている。



漁業種類別の生産量では、大中型まき網、中小型まき網で全体の約 43% を占め、これに、大型定置網及びさんま棒受網が続いている。また、漁業種類別の生産金額では、最新の統計資料はないものの、平成 17 年では、大中型まき網及び中小型まき網で全体の約 30% を占めており、これに、その他の釣、その他の刺網及び採貝・採藻が続いている。

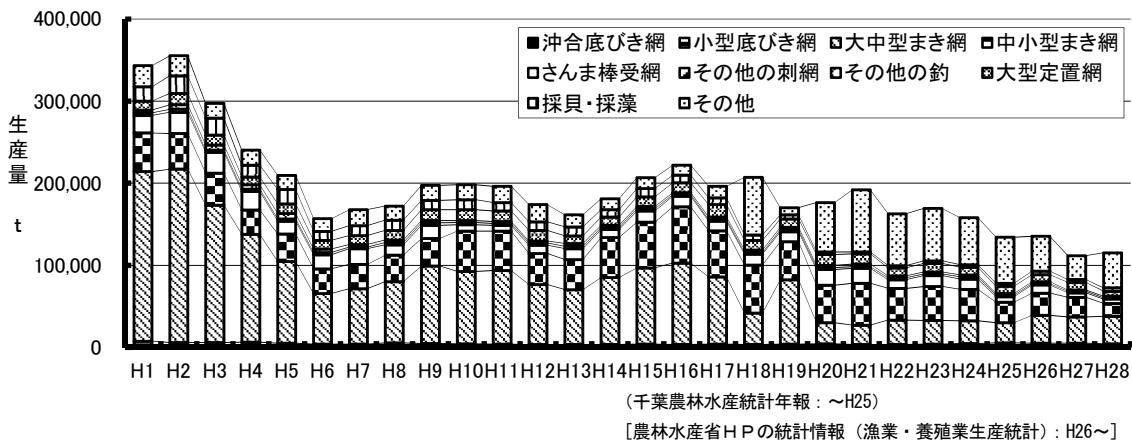


図4 主な漁業種類別生産量（属人）の推移

注：平成18年及び平成20～22年の大中型まき網のうち、2そうまくぎ網は非公表のため、その他に含む。

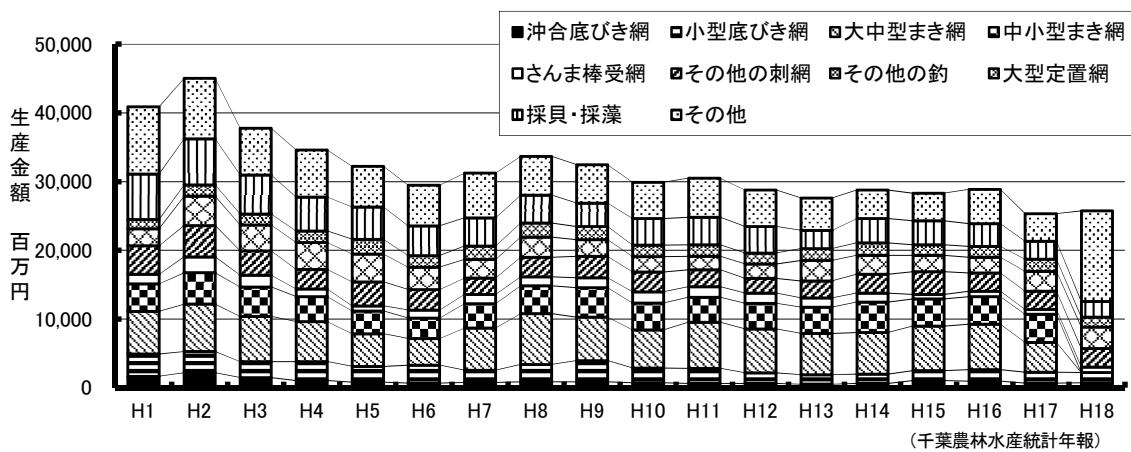


図5 主な漁業種類別生産金額（属人）の推移

注：平成18年の大中型まき網は非公表のため、その他に含む。

漁業経営体数をみると、平成5年に4,962経営体だったものが、平成25年は2,441経営体となっており、約5割の減少となった。

表1 漁業経営体数の推移

年次	総数	専業	兼業			漁業経営体	
			総数	第1種 兼業	第2種 兼業	個人経営	団体経営
昭 5 8	6,258	1,734	4,330	2,885	1,445	6,064	194
6 3	5,547	1,522	3,882	2,501	1,381	5,404	143
平 5	4,962	1,322	3,519	1,834	1,685	4,841	121
1 0	4,476	1,251	3,113	1,703	1,410	4,364	112
1 5	3,841	1,309	2,441	1,403	1,038	3,750	91
2 0	3,118	1,604	1,445	793	652	3,049	69
2 5	2,441	1,287	1,094	687	407	2,381	60

(漁業センサス)

2 資源管理型漁業の経緯

本県では、昭和 63 年以降、資源培養管理対策推進事業により、地先資源の資源管理を推進してきた。平成 3 年以降は、資源管理型漁業推進総合対策事業により、広域資源の資源管理を推進し、小型魚の保護、休漁日の設定、選択性漁具の導入等の取組が行われている。

また、平成 9 年からは、TAC 制度の下で、サンマ、マアジ、マイワシ、サバ類及びスルメイカを対象とした漁獲量管理を実施し、平成 30 年にはクロマグロが追加された。

平成 10 年からは、地域ごとの資源管理型漁業を推進し、平成 17 年からは、資源回復計画制度の下で、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（平成 15 年 10 月 23 日公表）」、「マサバ太平洋系群資源回復計画（平成 15 年 10 月 23 日公表）」、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画（平成 19 年 3 月 29 日公表）」、「東京湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成 19 年 3 月 28 日公表）」に基づき、小型魚の保護、休漁日の設定、漁具の制限等の取組が行われてきた。（資源回復計画の取組は、平成 24 年度以降、資源管理・漁業経営安定対策へ移行）

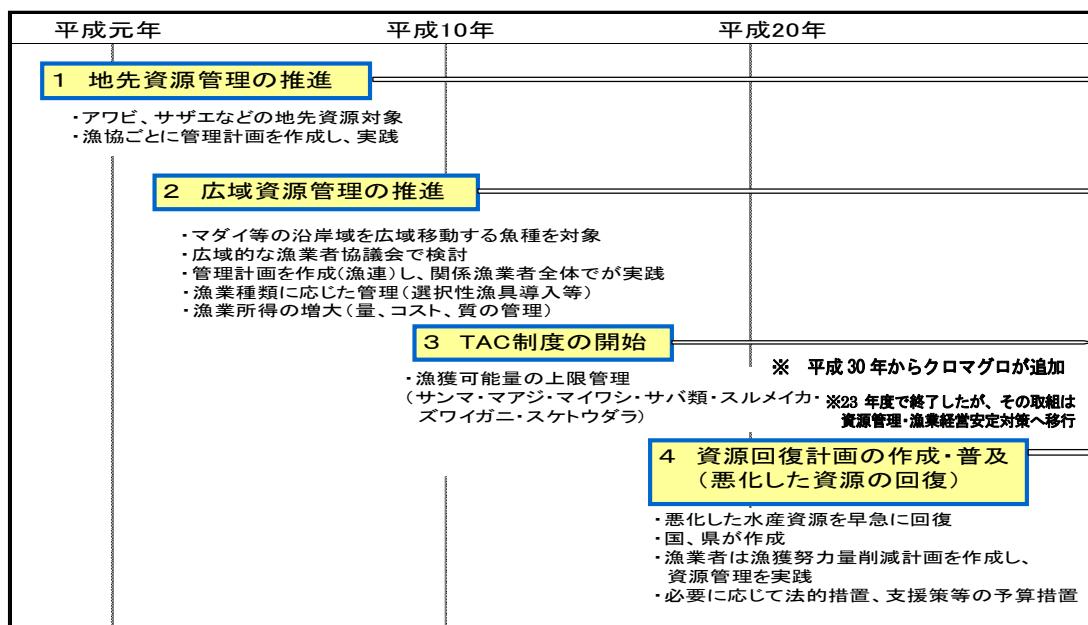


図 6 資源管理型漁業推進関係の取組

さらに、沿岸資源の維持及び回復に効果的に寄与する栽培漁業については、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第 7 次栽培漁業基本計画）」により栽培対象種のそれぞれの放流目標数量が、マダイ 100 万尾、ヒラメ 94 万尾、マコガレイ 46 万尾、アワビ 160 万個及びクルマエビ 600 万尾に設定されており、おおむね安定した放流が実施されている。

なお、マダイ及びヒラメについては、種苗放流を将来にわたり持続的かつ安定的に展開していくことを目的に、平成 17 年度から「負担協力金方式」という形で受益者負担制度を導入し、栽培漁業が積極的に実施されている。

3 資源管理型漁業の推進

(1) 資源管理体制高度化の推進

本県では、水産資源の維持・増大を図るため、千葉県海面漁業調整規則で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、これまでに取り組んでいる、各種資源管理計画、TAC 管理及び各資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づく漁業者の自主的な資源管理の取組を推進する。

また、定期的に資源管理措置の効果を評価検証し、適切な取組内容の見直しや改善などにより資源管理の高度化を推進する。

なお、平成 29 年 12 月に策定された「千葉県農林水産業振興計画」により、資源管理型漁業の促進、効果的な栽培漁業の実現、効果的かつ効率的な漁場整備等に取り組むこととする。

(2) 科学的データの収集及び栽培漁業

主要水産資源については、継続的なモニタリングにより資源量や再生産の状況等を把握して資源評価を行い、これらの情報を漁業者等へ提供し、必要な資源管理が的確に実施される体制を整備するとともに、国及び他都県と連携・協力し、資源管理計画の高度化を推進する。

また、沿岸域における漁場調査や海洋観測等により漁況海況情報を収集し、基礎資料の整備に努めることとする。

さらに、種苗放流は漁業資源の維持増大に大きく貢献することから、資源管理の効果が十分に発揮されるよう相互に連携しつつ、魚種毎の放流効果調査を基に、効率的な栽培漁業の実現に取り組むこととする。

(3) 公的管理措置

本指針における公的管理措置とは、漁業関係法令に基づく漁業調整規則のほか各種規制（漁業権行使規則、海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組が開始された平成 14 年度以降に、これら公的管理措置に移行したものについては、本指針においては自主的取組とみなしあり扱うものとする。

第2 海洋生物資源等の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 アワビ

(1) 資源の状況

アワビは、主に素潜り漁業、潜水器漁業によりクロアワビ、メガイアワビ、マダカアワビが漁獲されている。

アワビ類の全県の漁獲量は、昭和44年の842トンをピークに昭和53年以降は減少傾向となり、平成9年に100トンを下回った。その後は79~175トンで推移し、平成29年の漁獲量は117トンとなっている。

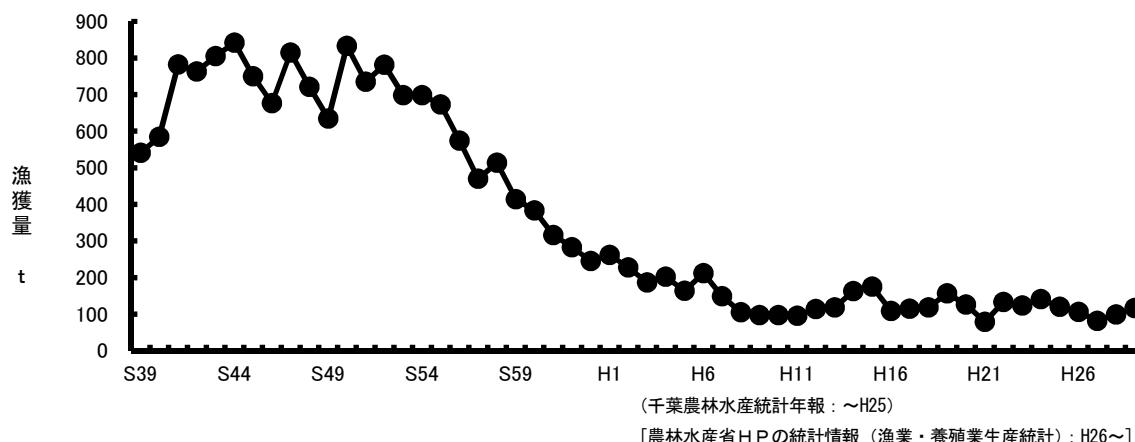


図7 漁獲量の推移（アワビ類）

種類別にみると、平成28年のクロアワビの県全体の漁獲量は66トンとなっており、平成30年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、主要地区素潜り漁業のCPUE（1日1隻当たりの漁獲量）から資源水準は高位、動向は横ばいと判断された。（評価期間内のデータから判断される資源状況は「高位」であるが、それ以前の資源水準(CPUE)は漁獲状況等から現在を上回っていたものと考えられる。）

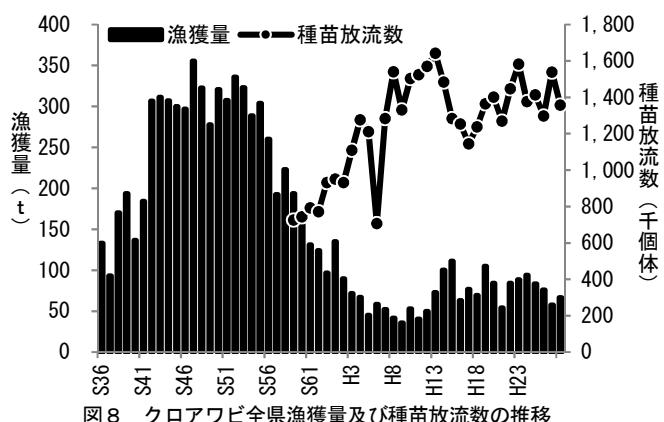


図8 クロアワビ全県漁獲量及び種苗放流数の推移

（漁獲量は千葉県調べ、種苗放流数は栽培漁業種苗生産・入手・放流実績（全国）及び千葉県調べ）

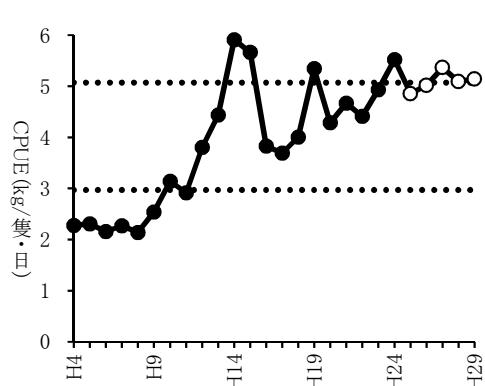


図9 クロアワビ主要地区一般漁場

素潜り漁業 CPUE の推移(千葉県調べ)

また、平成 28 年のメガイアワビの県全体の漁獲量は 32 トンとなっており、平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、主要地区素潜り漁業の CPUE (1 日 1 隻当たりの漁獲量) から資源水準は中位、動向は増加と判断された。

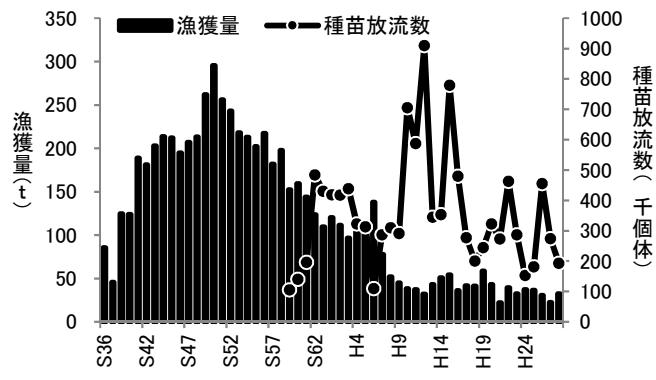


図 10 メガイアワビ全県漁獲量及び種苗放流数の推移
(漁獲量は千葉県調べ、種苗放流数は栽培漁業種苗生産、入手・放流実績(全国)及び千葉県調べ)

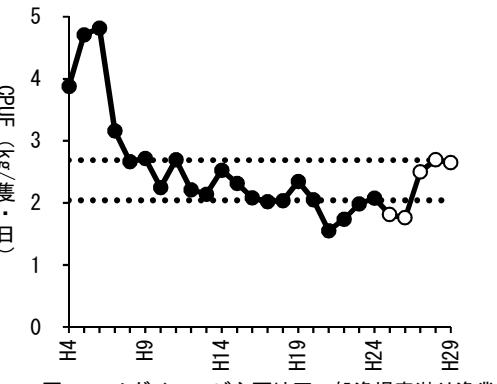


図 11 メガイアワビ主要地区一般漁場素潜り漁業
CPUE の推移 (千葉県調べ)

(2) 資源管理目標

クロアワビについては資源水準を維持させる。

その他のアワビ類については資源水準を向上させる。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①素潜り漁業・潜水器漁業 (アワビを目的とするもの)

○休漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業時間の制限、種苗放流、密漁対策、禁漁区及び稚貝保護区の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

2 イセエビ

(1) 資源の状況

イセエビは、主にイセエビ刺網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、昭和 39 年以降おむね増加傾向で、平成 13 年に 396 トンでピークとなつた後、およそ 160~300 トンで推移し、平成 29 年は 177 トンとなっている。

平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、主要地区刺網漁業の CPUE (1 日 1 隻あたりの漁獲量) から資源水準は中位、動向は横ばいと判断された。

なお、県水産総合研究センターの調査結果から、プエルルス幼生着底量が 2 年前の漁獲量と正の相関関係にある。

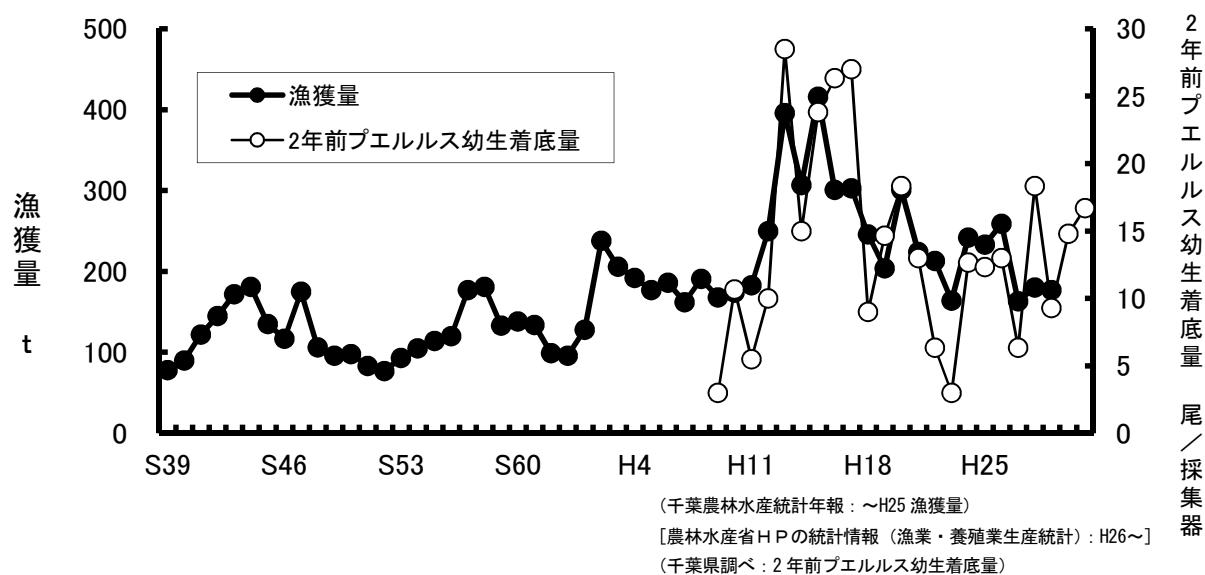


図 12 漁獲量及び 2 年前プエルルス幼生着底量の推移（イセエビ）

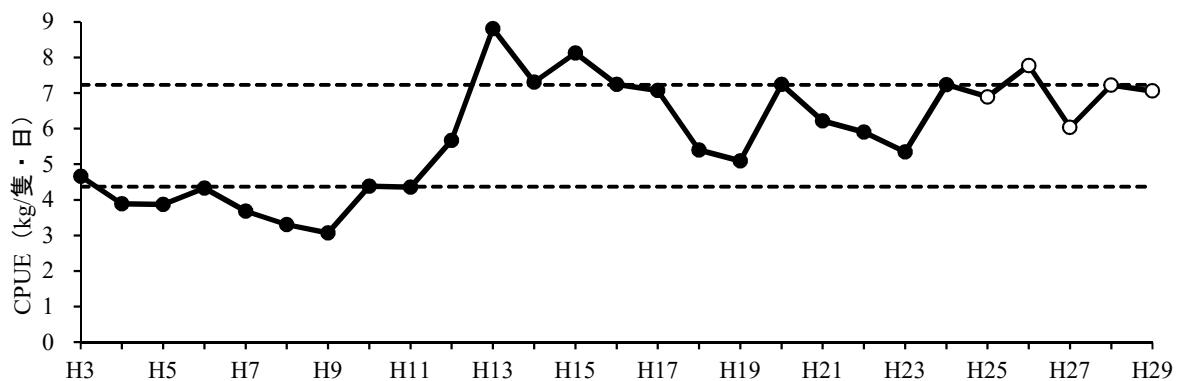


図 13 イセエビ主要地区刺網漁業 CPUE (1 日 1 隻あたりの漁獲量) の推移

(2) 資源管理目標

本県沿岸への幼生の来遊状況に留意しながら、資源水準を維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①イセエビ刺網漁業

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている漁具（反数）の制限、操業時間の制限、小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

3 キンメダイ

(1) 資源の状況

キンメダイは、主に立縄漁業で漁獲されている。

過去約 20 年間の県全体の漁獲量は、平成 19 年までは増加傾向、その後は減少傾向にあり、平成 29 年は 1,176 トンとなっている。

一都三県（千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県）海域における資源状況については国の平成 30 年度資源評価により、資源水準は低位、動向は減少と判断された。

また、本県における資源状況は、平成 30 年度千葉県沿岸水産資源の資源評価において、各漁場の CPUE（1 日 1 隻あたりの漁獲量）から、銚子沖では資源水準は中位、動向は増加、勝浦沖では資源水準は中位、動向は横ばい、東京湾口では資源水準は中位、動向は増加とそれぞれ判断された。

なお、県全体の操業隻数については、漁業者の高齢化等により減少傾向となっており、東京湾口の減少が他地区と比べ大きくなっている。

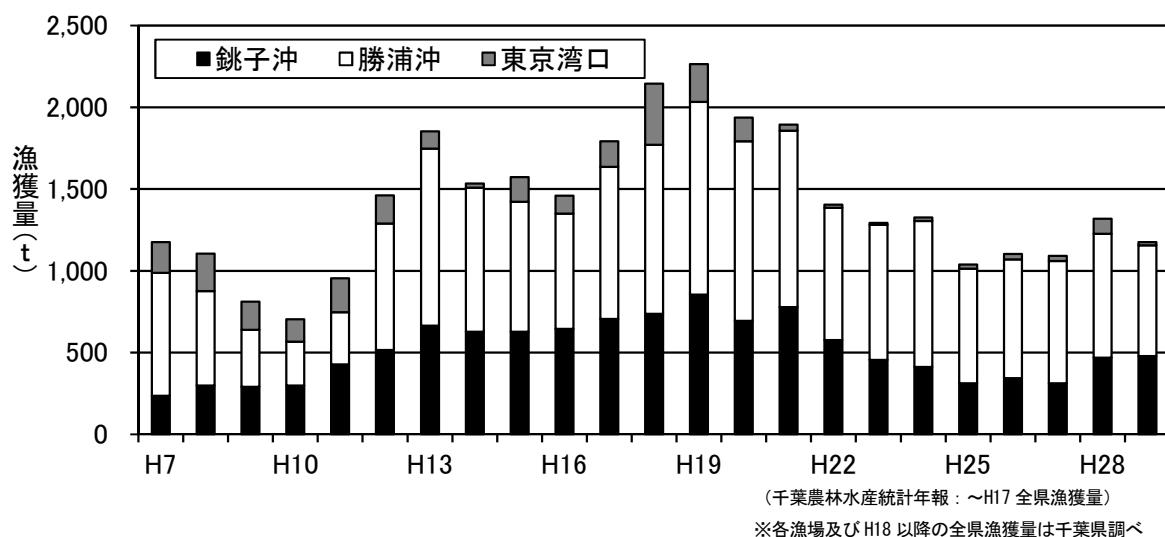


図 14 県全体及び各漁場の漁獲量の推移（キンメダイ）

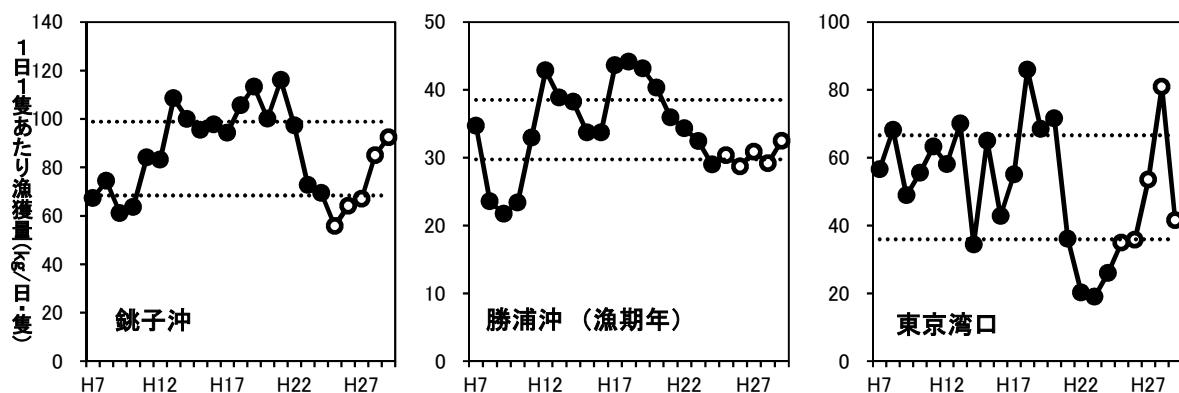


図 15 各漁場におけるキンメダイの CPUE（1 日 1 隻あたり漁獲量）の推移（千葉県調べ）

※勝浦沖の漁期年は当年 10 月から翌年 6 月まで

(2) 資源管理目標

資源水準の向上を図る。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①立縄漁法

- 漁法の制限（樽流し漁法の禁止）
- 漁具の制限（針数若しくは縄数の制限）

また、上記の措置のほか、資源を持続的・安定的に利用していくため、これまで実施してきている操業時間の制限、休漁日・休漁期間の設定、小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組むとともに、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において決定された事項にも取り組み、資源の維持・増大を図る必要がある。

4 サバ類

(1) 資源の状況

サバ類は、主に火光利用さば漁業（たもすくい漁業）、敷網漁業（棒受網漁業）、定置網漁業及び中型まき網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、昭和 40 年の 10 万 4 千トン、昭和 54 年の 10 万 2 千トンと 2 回のピークがあつたが、その後は減少傾向となり、平成 3 年に 2 千トンまで減少した。その後は増加傾向となり、直近 5 年間の漁獲量は 2 万～3 万 6 千トンで推移しているが、マサバ資源が豊富であった昭和 50 年代頃までのような漁獲状況にはない。

資源状況については国の平成 30 年度資源評価によると、マサバ太平洋系群は、2013 年及び 2016 年級群の発生により増加傾向にあり、その資源水準は中位、動向は増加傾向と判断されている。ゴマサバ太平洋系群は、2004 年及び 2009 年級群における卓越して高い加入により 2009 年及び 2010 年は極めて高い資源量を記録したが、2011 年以降は減少しており、その資源水準は中位、動向は減少と判断されている。

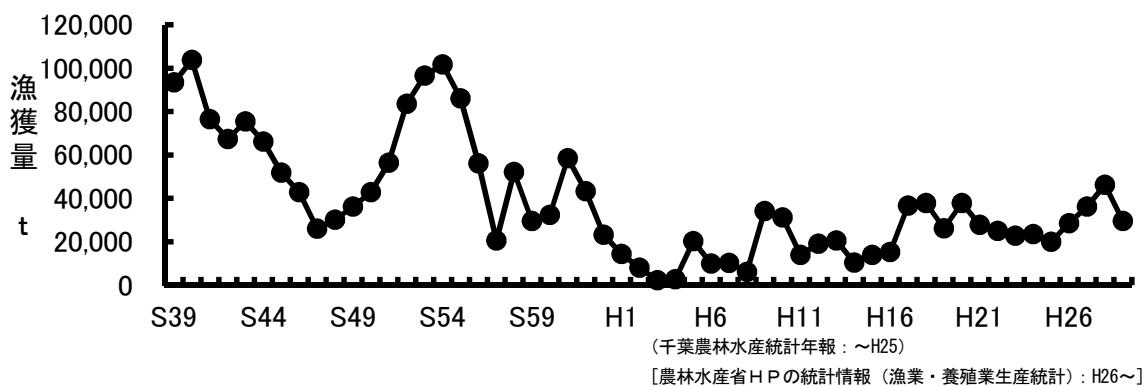


図 16 漁獲量の推移 (サバ類)

(2) 資源管理目標

マサバでは親魚量の確保と未成魚の保護により資源を維持・増大させ、ゴマサバでは資源水準を中位以上に維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則及び許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①火光利用さば漁業（たもすくい漁業）・敷網漁業（棒受網漁業）

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、漁場を一部共有する他都県と協調して資源管理に取り組むよう努める。

なお、定置網及び中型まき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみの資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

5 アナゴ類

(1) 資源の状況

アナゴ類は、主にアナゴ筒漁業、はえなわ漁業及び底びき網漁業（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業）で漁獲されている。

千葉県内の主要 3 漁協におけるマアナゴの漁獲量は、平成 9 年以降減少傾向で、平成 29 年は約 199 トンとなっている。地区別では東京湾、内房は近年極めて低い水準であるのに対して、銚子地区では中位～高位水準にある。

平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、各地区の底びき網漁業の CPUE（1 網あたりの漁獲量）から東京湾の資源水準は低位、動向は不明（近年の資源水準は極めて低水準であり、目的操業がほとんど行われていないため、資源動向を的確に表していない可能性があり、不明とした）、銚子地区の資源水準は中位、動向は減少と判断された。

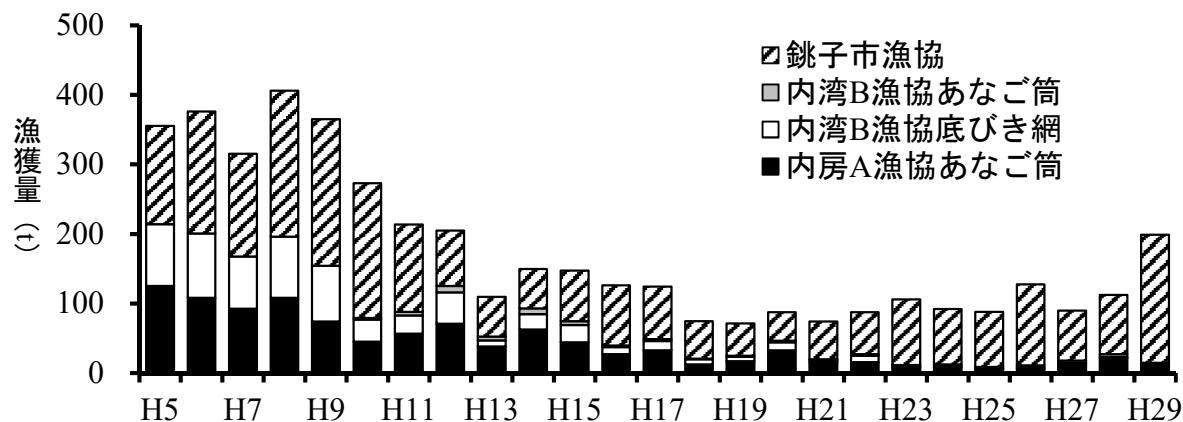


図 17 漁獲量の推移（県内主要 3 漁協のマアナゴ；千葉県調べ）

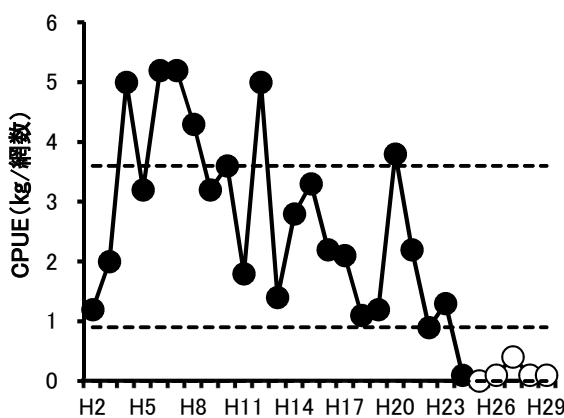


図 18 東京湾における底びき網の標本漁船によるマアナゴの 1 網当たり漁獲量 (kg/網; CPUE) の経年変化

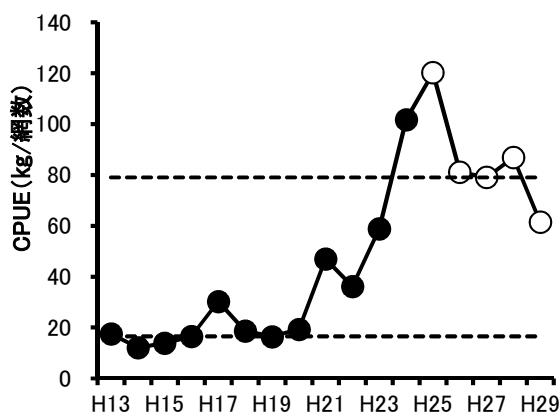


図 19 銚子地区における沖合底びき網の標本漁船によるマアナゴの 1 網当たり漁獲量 (kg/網; CPUE) の経年変化

(2) 資源管理目標

本県沿岸への幼魚の来遊状況に留意するとともに、現在の資源管理措置を継続しながら資源水準の向上を図る。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①アナゴ筒漁業

○休漁日の設定

○漁具の制限（水抜き穴（小型魚が抜け出る穴）の大きさ）

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の再放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

さらに、漁場を一部共有する他都県とは協調して資源管理に取り組むよう努める。なお、はえなわ漁業及び小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみの資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

6 ヒラメ

(1) 資源の状況

ヒラメは、主に刺網漁業、つり漁業、小型機船底びき網漁業及び定置網漁業で漁獲されている。

過去40年間の県全体の漁獲量は、200～400トン前後で推移しており、平成28年は464トンとなった。昭和57年から種苗放流を実施しており、県水産総合研究センターの調査結果によると平成28年の漁獲量のうち、放流魚の漁獲量は約34トンとなっていることから、一定の放流効果が認められている。

また、ヒラメの資源状況は平成30年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、推定された資源量から資源水準は高位、動向は横ばいと判断された。

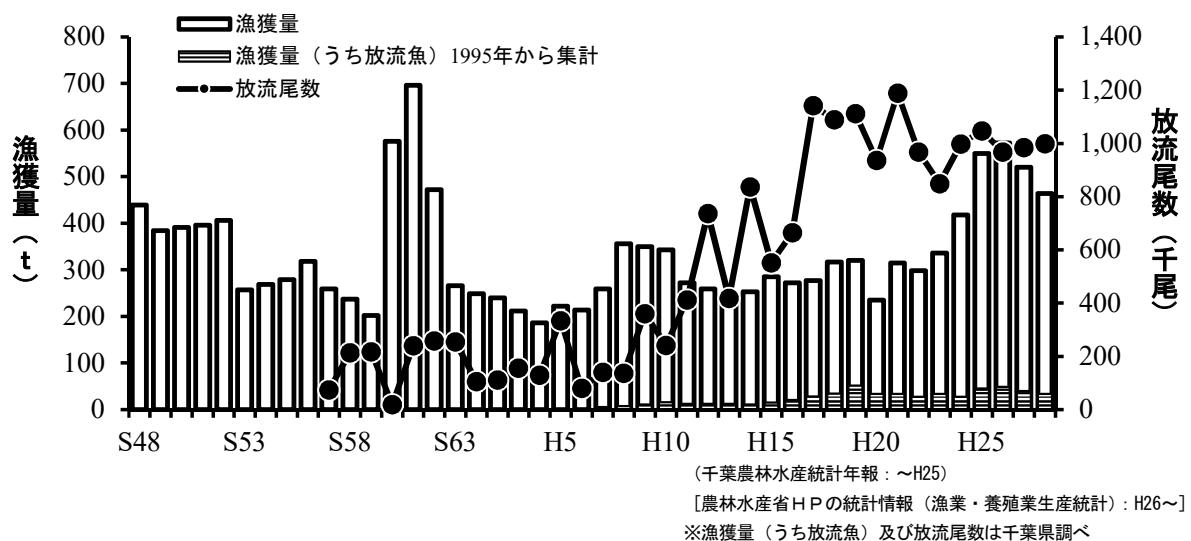


図20 漁獲量及び種苗放流尾数の推移（ヒラメ）

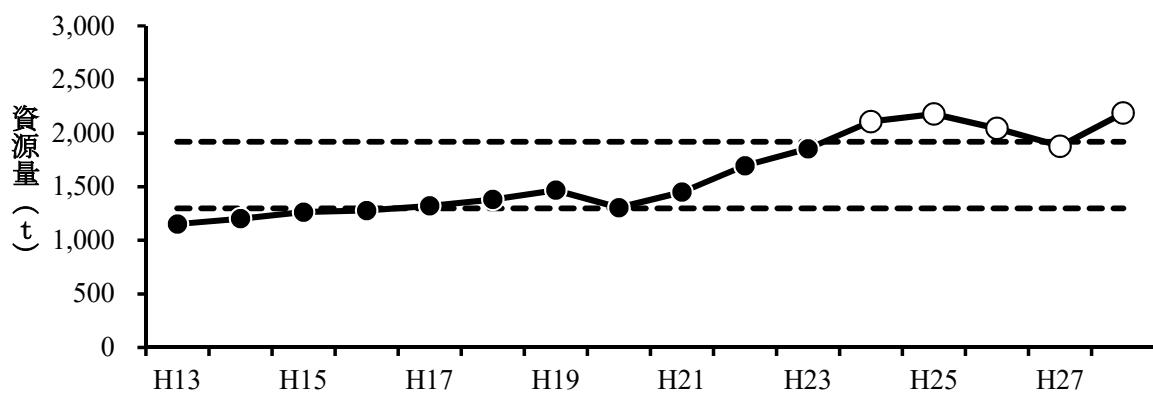


図21 千葉県におけるヒラメの資源量の推移（千葉県調べ）

(2) 資源管理目標

資源水準を維持する。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①ヒラメ刺網漁業

○漁獲物制限（小型魚の保護）

○種苗放流

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている漁具の設置時間の制限、幼稚魚保護区の設定等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

なお、つり漁業、小型機船底びき網漁業及び定置網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみの資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

7 タコ類

(1) 資源の状況

タコ類は、主にたこつぼ漁業及び小型機船底びき網で漁獲されている。

過去 25 年間の漁獲量は、多い年は 300 トンを超える一方で、少ない年だと 20 トンを下回っており、年による変動が激しい。平成 30 年は 318 トンとなり、前年と比較して大幅に増加した。

また、平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価においては、外房 1 漁協の CPUE (1 水揚 1 隻あたりの漁獲量) から資源水準は高位、動向は横ばいと判断されている。

なお、主要漁場となっている銚子・九十九里海域の資源は、本県以北からの南下群であり、海況による回遊経路や時期の変動、茨城県以北の漁獲量等に影響を受けて変動すると考えられている。

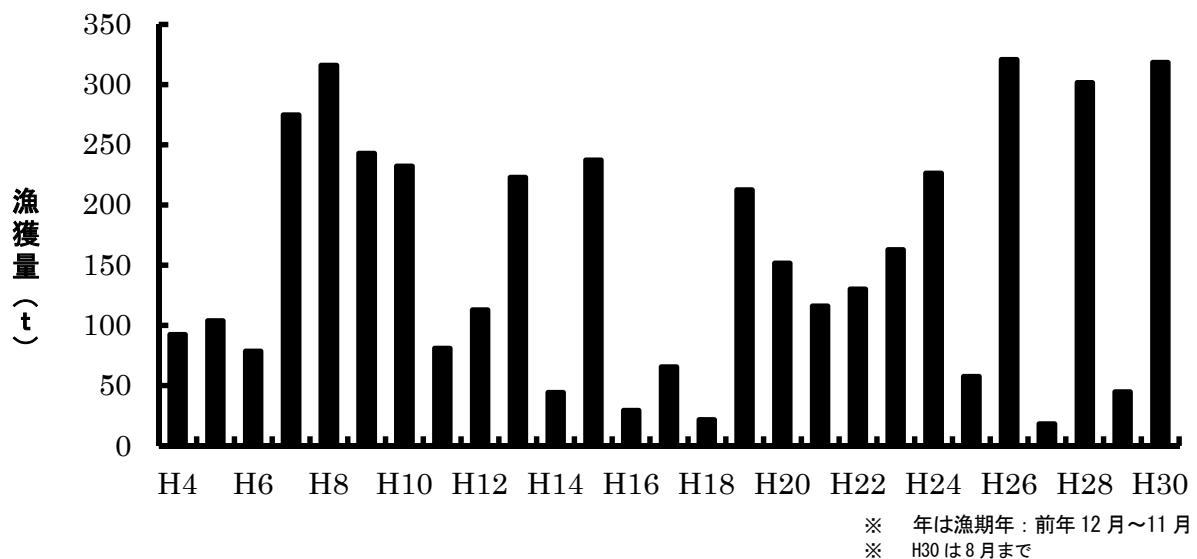


図 22 漁獲量の推移（マダコ（外房）；千葉県調べ）

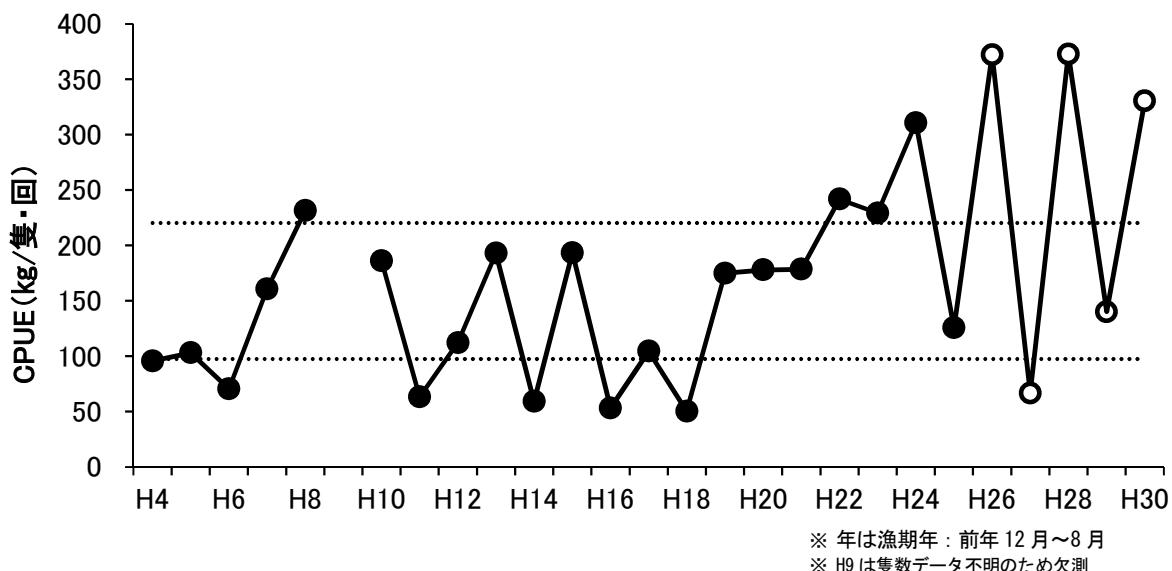


図 23 外房 1 漁協における CPUE の推移（マダコ（外房）；千葉県調べ）

(2) 資源管理目標

本県以北から南下する資源の動向に留意するとともに、現在の資源管理措置を継続しながら漁獲量の維持増大を図る。ただし、漁業者の減少について考慮する必要がある。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則及び許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

①たこつぼ漁業

○休漁期間の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている操業区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

なお、小型機船底びき網漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみの資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

8 クロマグロ

(1) 資源の状況

クロマグロは、主にひき縄漁業、はえなわ漁業、かじき等流し刺し網漁業及び定置網漁業で漁獲されている。

漁獲量は、年による変動が大きいが、5か年平均（平成25～29年）は79トン、最大は平成29年の112トン、最小は平成25年の55トンとなっている。

現在の太平洋クロマグロの資源状況は、平成29年の北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）において資源水準は低位、動向は横ばいと判断されている。

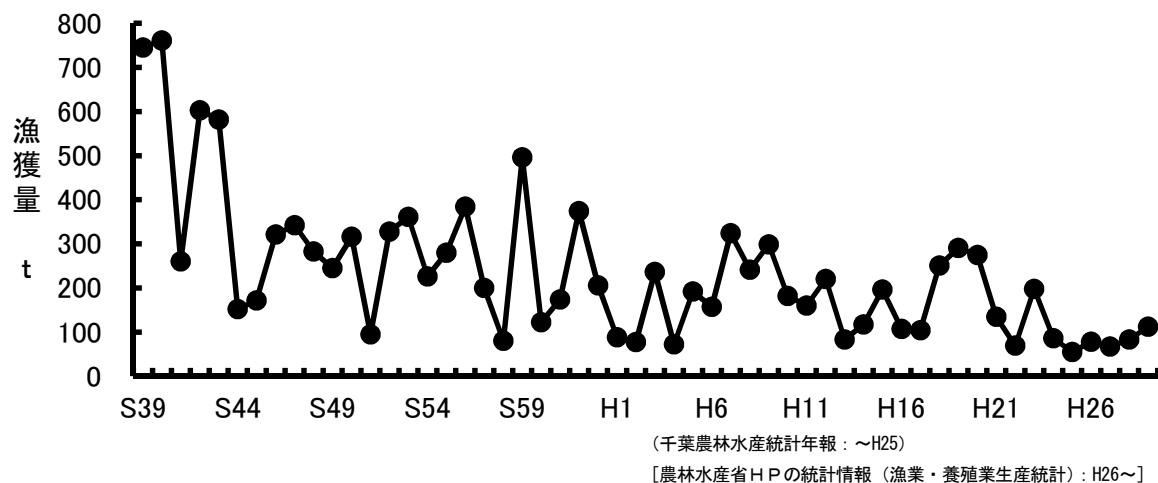


図24 漁獲量の推移（クロマグロ）

(2) 資源管理目標

小型魚の保護による親魚量の確保により資源を回復させる。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則等を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。また、太平洋クロマグロは資源水準の低下が顕著となっているため、資源の回復に向けて、県が策定した管理計画に基づく数量管理及び強度の資源管理に取り組む必要がある。

①くろまぐろひき縄漁業

○休漁日の設定（強度資源管理）

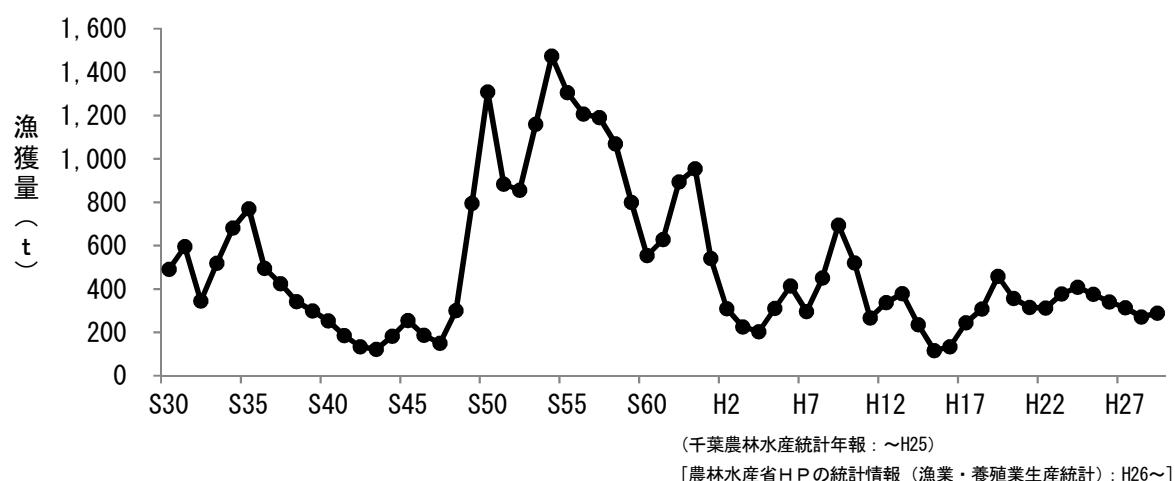
なお、上記以外の各漁業の具体的な取り組みについては、漁業実態や漁法の特性から、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種のみの資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要があり、具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

9 サザエ

(1) 資源の状況

サザエは、主に刺網漁業、見突き漁業、素潜り漁業及び潜水器漁業で漁獲されている。漁獲量は、昭和 55 年の 1,474 トンをピークに減少傾向となり、平成 15 年に 116 トンとなった。その後は増加傾向を示し、平成 29 年の漁獲量は 289 トンとなっている。

なお、サザエの資源状況は、平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、主要地区の刺網漁業の CPUE (1 日 1 隻あたりの漁獲量) から資源水準は高位、動向は横ばいと判断された。



①見突き漁業、サザエ刺網漁業、素潜り漁業、潜水器漁業

○休漁

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源水準を維持させる。

10 マコガレイ（東京湾）

(1) 資源の状況

東京湾においてマコガレイは、主に刺網漁業及び小型機船底びき網漁業で漁獲されている。

当該海域におけるカレイ類の漁獲量は昭和40年代まではイシガレイ主体で、その後、マコガレイ主体になった。昭和60年代～平成初期に1,000トンを超える漁獲がみられていたが、近年は200トン前後で推移している。種苗放流については平成3年から始まり平成28年の本県の種苗放流数は513千尾となっている。

なお、マコガレイの資源状況は、平成30年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、CPUE（標本漁船（小型機船底びき網）による1網あたりの漁獲量）から資源水準は低位、動向は減少と判断された。

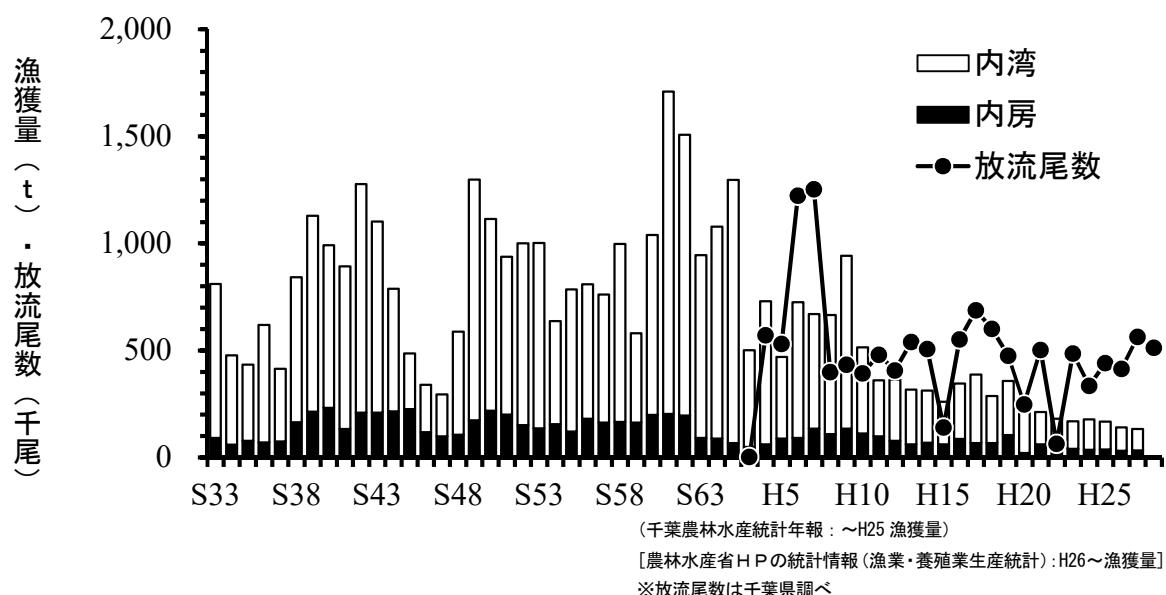


図27 東京湾における漁獲量等の推移（カレイ類）

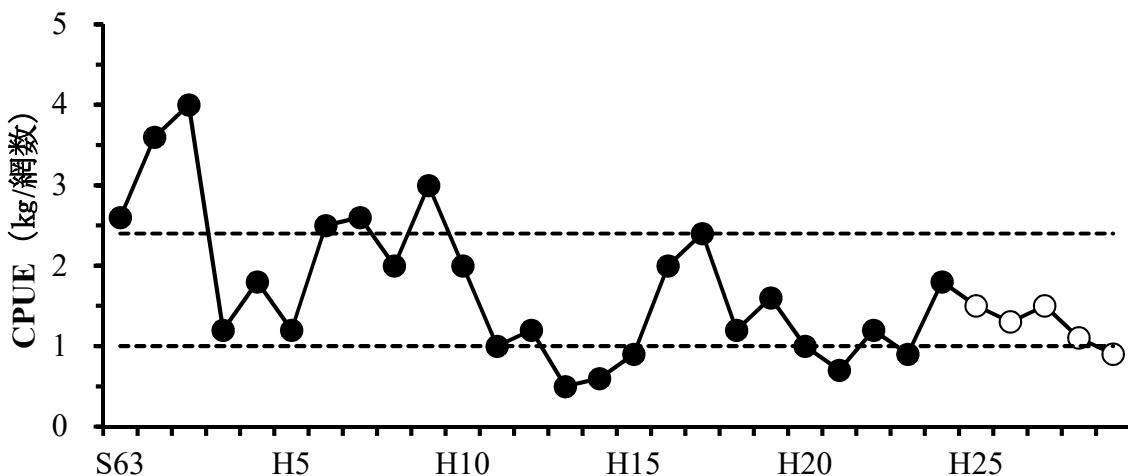


図28 マコガレイ標本漁船（小型機船底びき網）CPUEの推移

(2) 資源管理目標
資源水準を向上させる。

(3) 資源管理措置
資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、本魚種を漁獲する刺網漁業及び小型機船底びき網漁業については特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。その場合の具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

1.1 マダイ

(1) 資源の状況

マダイは、主に小型機船底びき網漁業、刺網漁業、つり漁業及び定置網漁業で漁獲されている。

平成25年以前の県全体の漁獲量は、140トン前後で推移していたが、平成28年は403トンに増加した。なお、昭和55年から種苗放流を実施しており、県水産総合研究センターの調査結果によると平成28年の漁獲量のうち、放流魚の漁獲量は39トンとなっていることから、一定の放流効果が認められている。

また、マダイの資源状況は平成30年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、漁獲量から資源水準は高位、動向は増加と判断された。

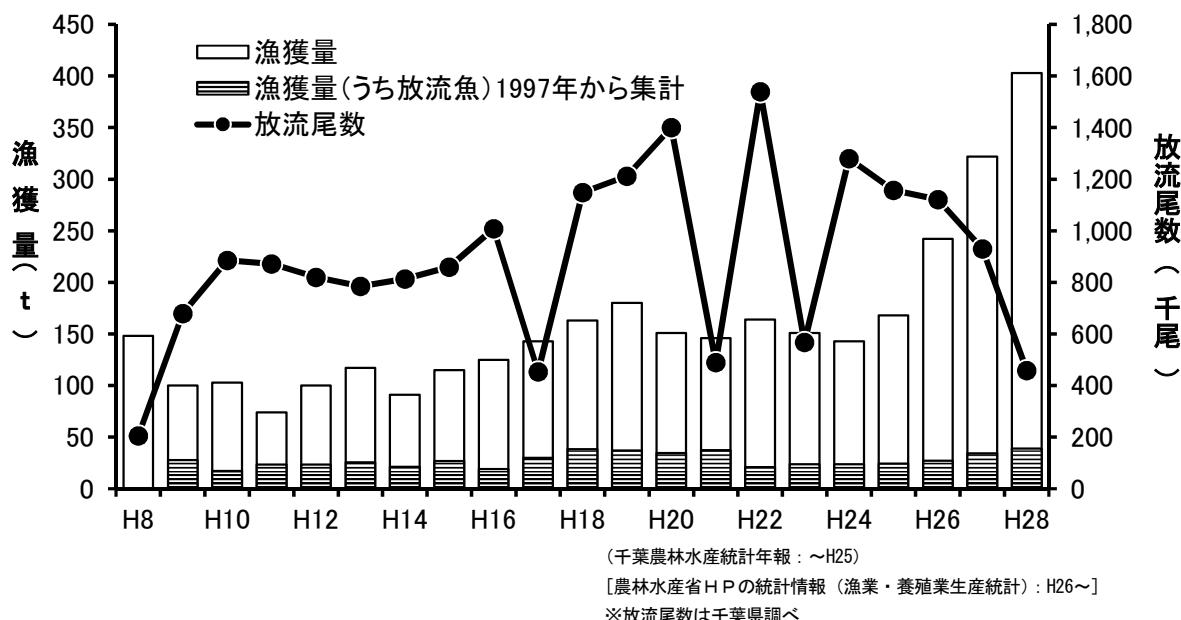


図29 漁獲量及び放流尾数の推移（マダイ）

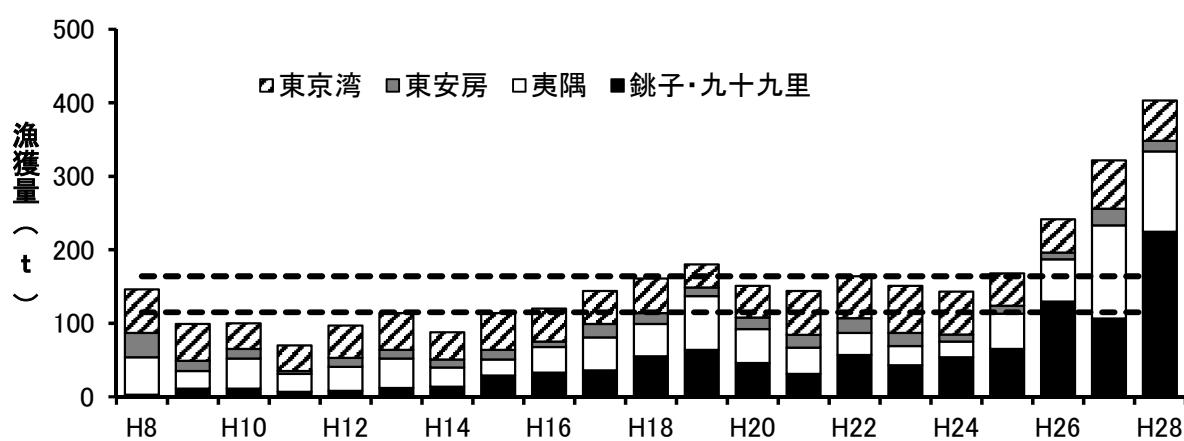


図30 千葉県におけるマダイの海域別漁獲量の推移（千葉県調べ）

(2) 資源管理目標
資源水準を維持させる。

(3) 資源管理措置
資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、主な漁業種類である小型機船底びき網漁業、刺網漁業、つり漁業、はえなわ漁業及び定置網漁業については、マダイのみを選択的に漁獲するものではなく、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。その場合の具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

1 2 コノシロ（東京湾）

（1）資源の状況

コノシロは、漁獲のほとんどが東京湾で、中・小型まき網及び小型機船底びき網等で漁獲されている。

東京湾における漁獲量は、年変動が激しく昭和 53 年の 2,674 トン以降、増減を繰り返し、平成 28 年の漁獲量は 1,146 トンとなっている。

なお、東京湾におけるコノシロの資源状況は、平成 30 年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、東京湾における漁獲量から資源水準は低位、動向は減少と判断された。

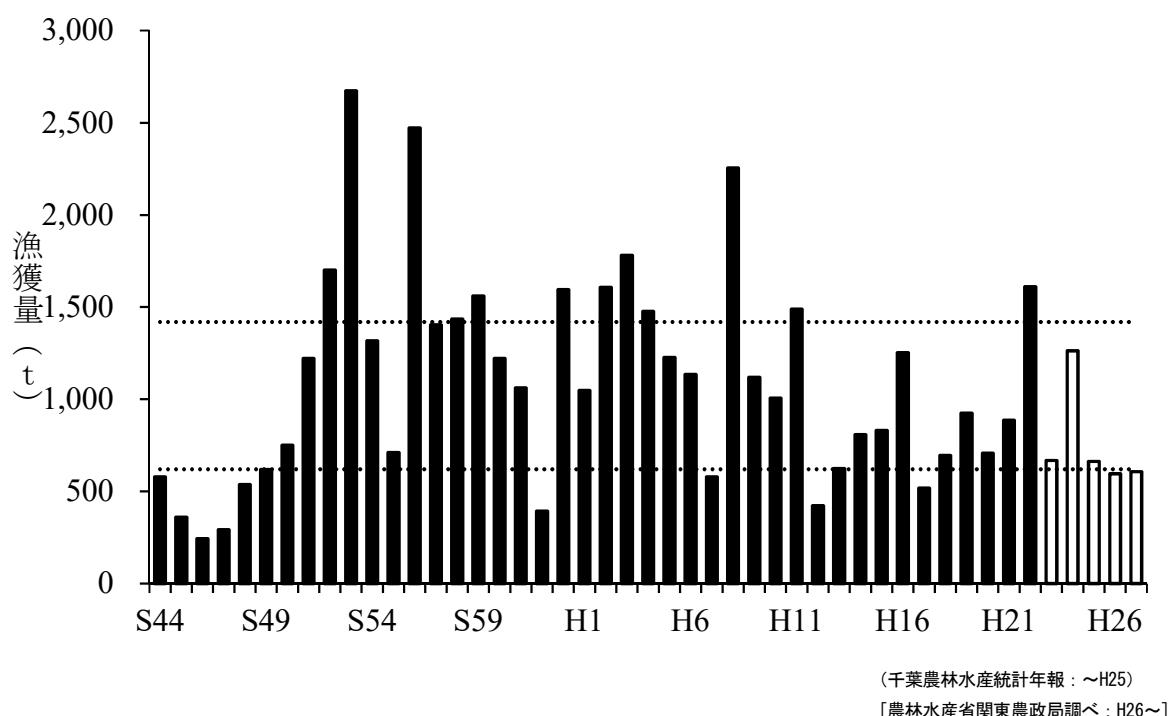


図 31 漁獲量の推移（コノシロ；東京湾）

（2）資源管理目標

資源水準を向上させる。

（3）資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、自主的措置として、中・小型まき網及び小型機船底びき網は、コノシロのみを選択的に漁獲するものではなく、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。その場合の具体的な取組については、後述の内容に従うものとする。

1 3 スズキ（東京湾）

（1）資源の状況

スズキは、漁獲のほとんどが東京内湾・内房海域で、中・小型まき網及び小型機船底びき網等で漁獲されている。

漁獲量は、平成8年頃から増加し、2,000トン前後で推移している。平成28年の漁獲量は1,696トンとなっている。昭和50年代後半から平成11年まで種苗放流が実施されたが、資源の増加に伴って休止となった。

なお、東京湾におけるスズキの資源状況は、平成30年度の千葉県沿岸水産資源の資源評価において、東京湾の小型機船底びき網標本船によるCPUE（1網あたり漁獲量）から資源水準は中位、動向は減少と判断された。

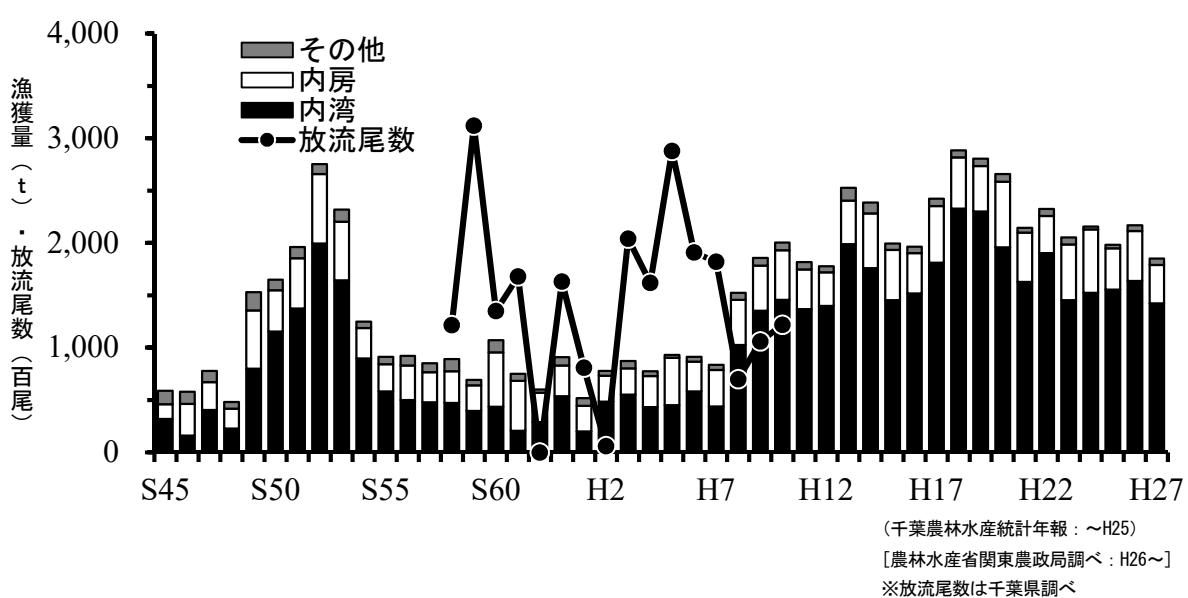


図32 漁獲量等の推移（スズキ；東京湾）

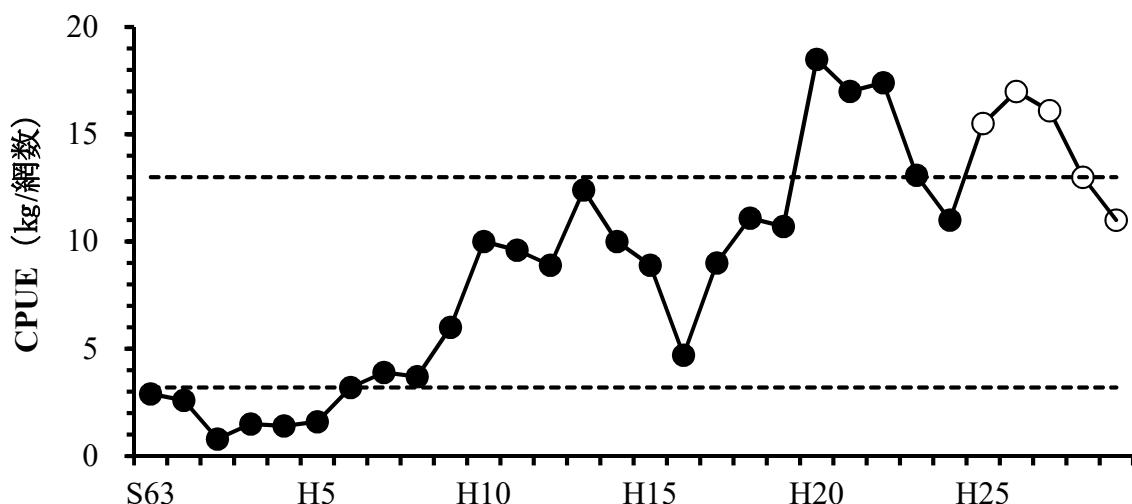


図33 東京湾における小型機船底びき網標本船によるCPUE（1投網あたり漁獲量）の推移（スズキ）

(2) 資源管理目標

資源水準を維持させる。

(3) 資源管理措置

資源管理目標を達成するため、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、
自主的措置として、中・小型まき網及び小型機船底びき網は、スズキのみを選択的に
漁獲するものではなく、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別
資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。その場合の具体的な取組に
については、後述の内容に従うものとする。

【漁業種類別資源管理】

1 刺網漁業

(1) 漁獲の状況

刺網漁業の漁獲量は、平成 2 年の 3,770 トンをピークに減少傾向となり、その後は 2,000 トン前後で推移し、平成 29 年は 1,240 トンとなっている。

主な対象魚種の魚種別の漁獲量の割合を直近 5 か年平均でみると、ブリ類 23%、サザエ 13%、イセエビ 11%、ヒラメ 11% 及びスズキ類 9% となっている。

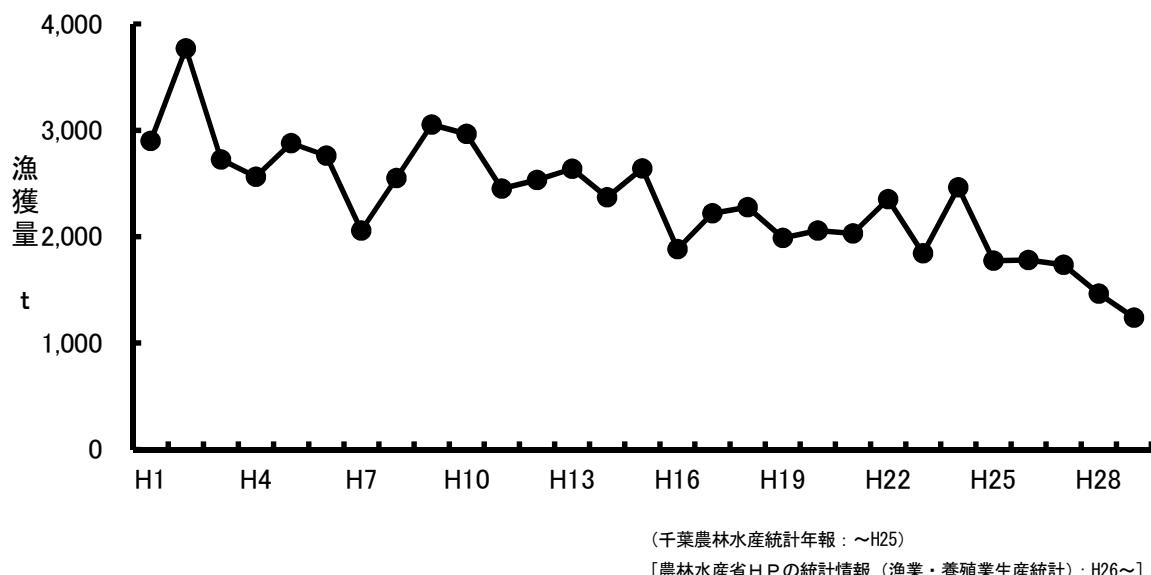


図 34 漁獲量の推移（その他の刺網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、小型魚の保護やヒラメ、マダイ等の種苗放流を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

2 定置網漁業

(1) 漁獲の状況

定置網漁業は、漁業権の種類により大型定置網と小型定置網に大別される。大型定置網の漁獲量は、平成17年の1万5千トンをピークに、近年は1万トンを下回っている。小型定置網の漁獲量は、年により変動はあるものの、近年おおむね900トン前後で推移している。

定置網漁業では多様な魚種が漁獲されるが、大型定置網の主な対象魚種の漁獲量の割合を直近5か年平均でみると、サバ類33%、カタクチイワシ24%、マアジ10%、ブリ類8%及びソウダカツオ類6%となっている。また、同様に小型定置網では、サバ類27%、マアジ14%、ブリ類16%、カタクチイワシ10%及びスズキ類6%となっている。

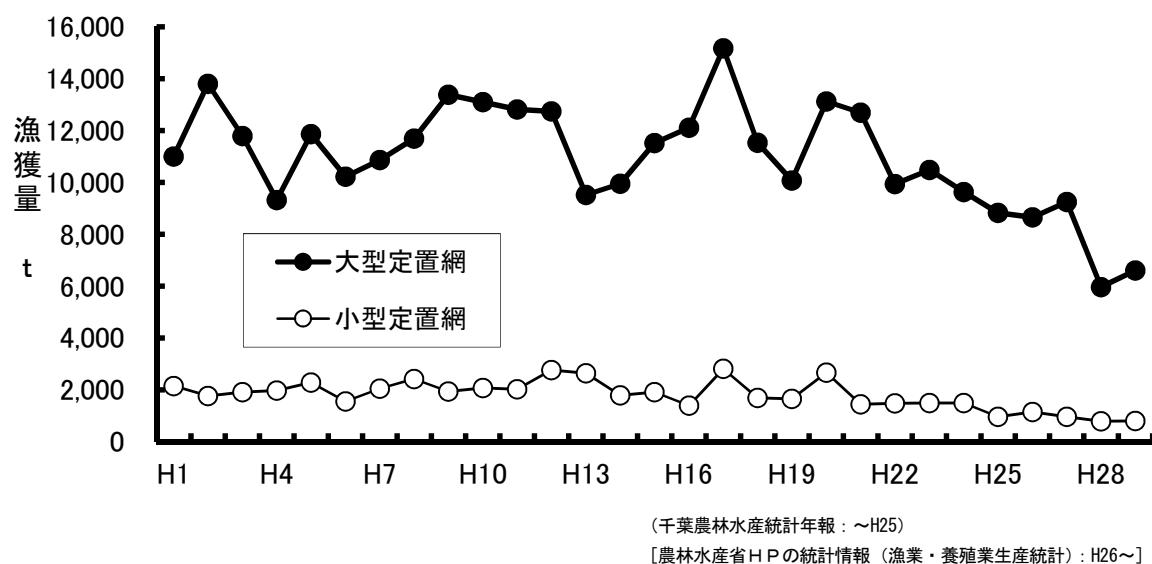


図35 漁獲量の推移（大型定置網、小型定置網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には、資源の回復に向け、県が策定した管理計画に基づく数量管理及び強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁期間の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、小型魚の保護やヒラメ、マダイ等の種苗放流を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

3 小型機船底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業は、漁業許可の種類により手繩第1・2・3種及び板びき網に分類されており、銚子地区では主に板びき網、九十九里地区では手繩第3種、東京湾・内房地区では手繩第1・2・3種による操業が行われており、平成29年の漁獲量は3,106トンとなっている。主な対象魚種は、銚子地区ではヒラメ、カレイ類、サルエビ等、九十九里地区ではチョウセンハマグリ等の砂浜性貝類、東京湾・内房地区ではスズキ、カレイ類等の魚類、トリガイ等の貝類、イカ類及びエビ類となっている。

主な対象魚種の魚種別の漁獲量の割合を直近5か年平均でみると、スズキ類27%、その他貝類45%、カレイ類5%及びヒラメ4%となっている。

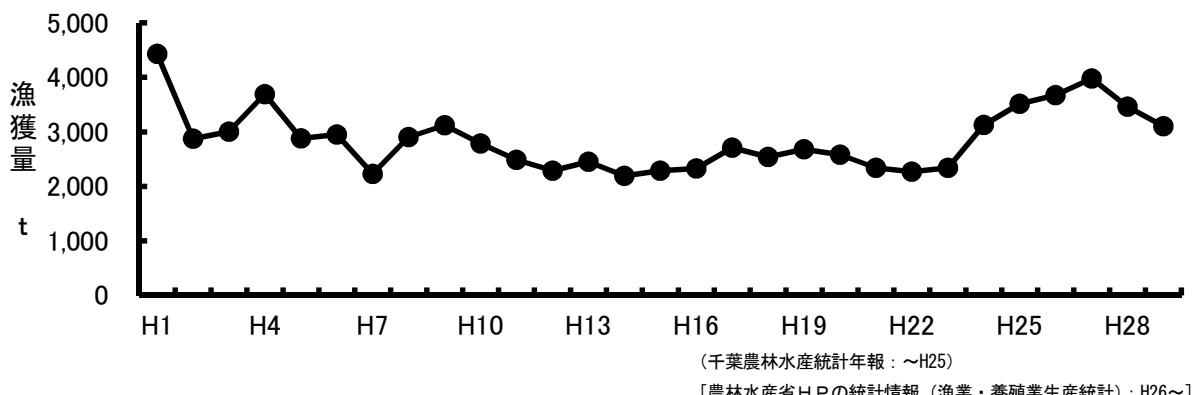


図36 漁獲量の推移（小型底びき網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に維持するため、漁業調整規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

【銚子地区】

- 漁具の制限（網口開口板の面積）
(魚捕部の上下二段構造)

※小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可及び起業の認可方針の一部改正（平成14年8月15日施行）

- 種苗放流

【内房地区・東京湾地区】

- 休漁日の設定

- 種苗放流

また、上記の措置のほか、ヒラメ、マダイ及びマコガレイの種苗放流や海底清掃等の漁場環境保全活動を行うことにより、積極的な資源の維持増大に努める必要がある。

東京湾地区では、東京湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画（平成19～23年度）で取り組んできた禁漁区の設定や操業規制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

なお、漁場を一部共有する神奈川県とは協調して資源管理に取り組むよう努める。

4 まき網漁業

(1) 漁獲の状況

中小型まき網漁業の漁獲量は、カタクチイワシ資源の増大により、平成 16 年にピークとなる 6 万 9 千トンを記録したが、その後同資源の減少により、平成 29 年の漁獲量は約 1 万 9 千トンとなった。

主な対象魚種の魚種別の漁獲量の割合を直近 5 か年平均でみると、カタクチイワシ 53%、ブリ類 14%、マイワシ 17%、サバ類 6%、コノシロ及びマアジが 3% となっている。

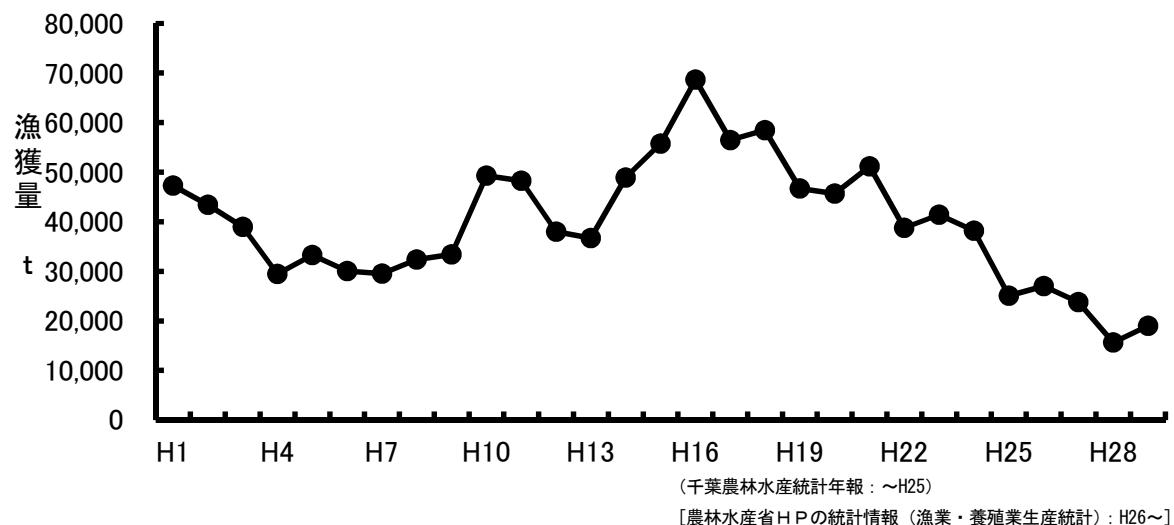


図 37 漁獲量の推移（中・小型まき網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

○種苗放流

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、資源の回復に向け、県が策定した管理計画に基づく数量管理及び強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の保護、操業の時期・時間・区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5 船びき網漁業

(1) 漁獲の状況

船びき網は漁業許可の種類により、さより、しらうお及びいわし船びき網漁業に分類される。

船びき網漁業の漁獲量は、平成5年の1,946トンをピークに減少傾向となり、平成29年は18トンとなっている。

主な対象魚種の魚種別の漁獲量の割合を直近5か年平均でみると、カタクチイワシが51%と全体の半分以上を占めている。

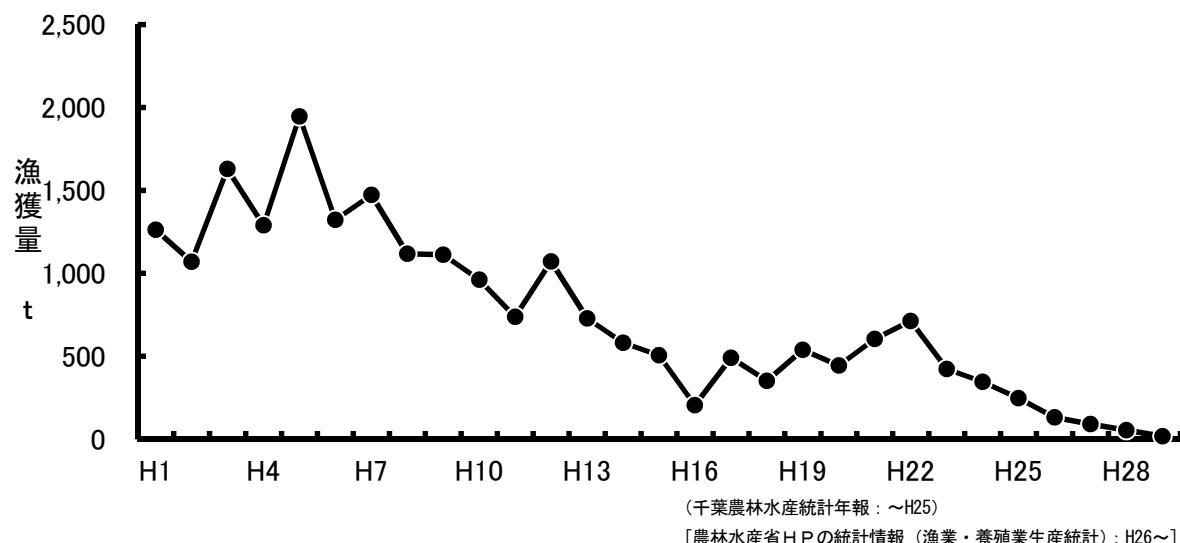


図38 漁獲量の推移（船びき網）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきたる漁具の制限（網目の大きさ）、操業区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

6 はえなわ漁業

(1) 漁獲の状況

はえなわ漁業の漁獲量は、平成元年の 2,021 トンから減少傾向となり、平成 16 年に 215 トンとなった。その後は増加傾向にあったものの、平成 20 年頃からは横ばいとなっており、平成 29 年は 362 トンとなっている。

主な対象魚種の魚種別の漁獲量の割合を直近 5 か年平均でみると、マカジキ 30%、メバチ 20%、キハダ 10%、アナゴ類 7% 及びクロマグロ 2% となっている。

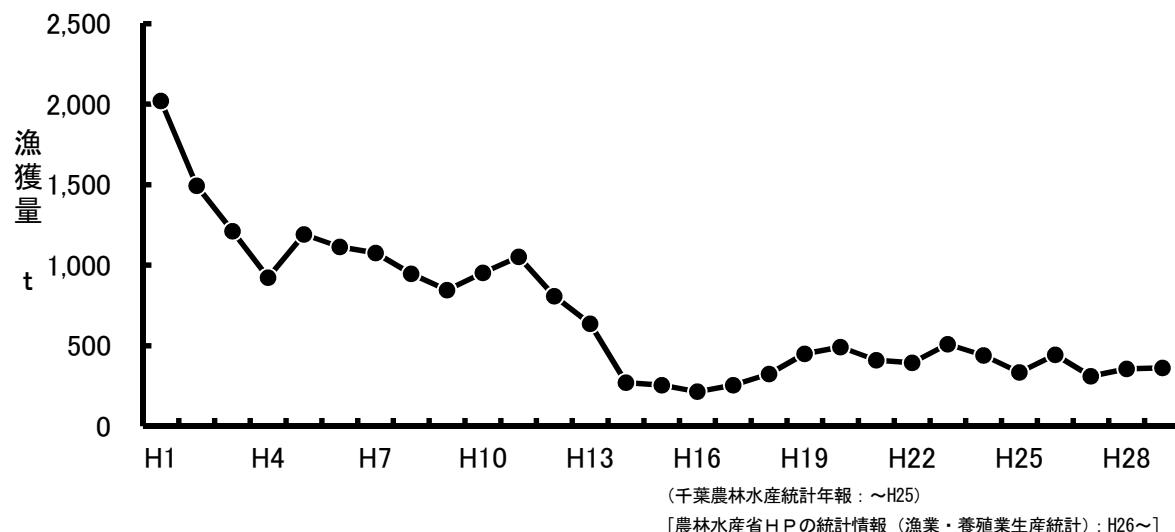


図 39 漁獲量の推移（沿岸まぐろはえなわ及びその他のはえなわの合計）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には、資源の回復に向け、県が策定した管理計画に基づく数量管理及び強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の保護等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

7 つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業の漁獲量は、平成5年にピークとなる9,072トンを記録したが、その後減少傾向となり、平成29年は2,244トンとなっている。

主な対象魚種は、カツオ、スルメイカ、サバ類、ヒラメ、クロマグロ、マダイ等、多種にわたっており、一本つり、ひき縄等により漁獲している。

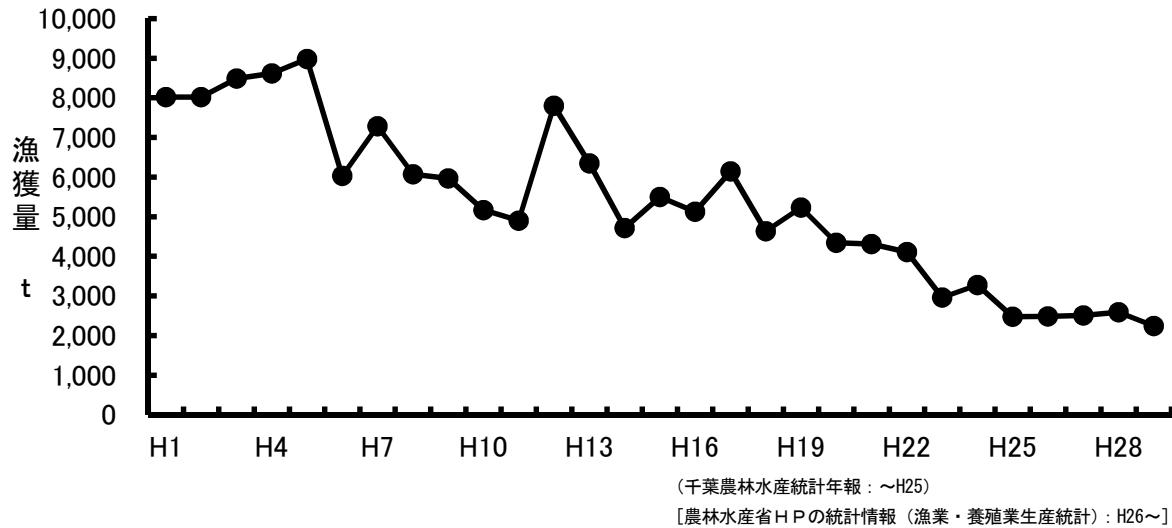


図40 漁獲量の推移（沿岸いか釣、ひき縄釣及びその他の釣の合計）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

○種苗放流

また、太平洋クロマグロ資源については、資源水準の低下が顕著となっているため、太平洋クロマグロを対象に操業する場合には、資源の回復に向け、県が策定した管理計画に基づく数量管理及び強度の資源管理に取り組む必要がある。

○休漁日の設定（強度資源管理）

さらに、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型魚の保護、操業時間の制限（スルメイカ）等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

8 潜水器漁業

(1) 漁獲の状況

潜水器漁業の漁獲量は、平成 13 年にピークとなる 4,937 トンを記録したが、翌年以降減少に転じ、平成 29 年は 225 トンとなっている。なお、平成 25、26 年に 1,000 トンを越えているが、これは富津地区におけるアサリの大量発生によるものとなっている。

主な対象魚種は、富津地区においてはナミガイ（通称シロミル）、アサリ、ウチムラサキ、ミルクイ及びナマコとなっており、対象魚種の資源状況に応じて様々な魚種を漁獲している。

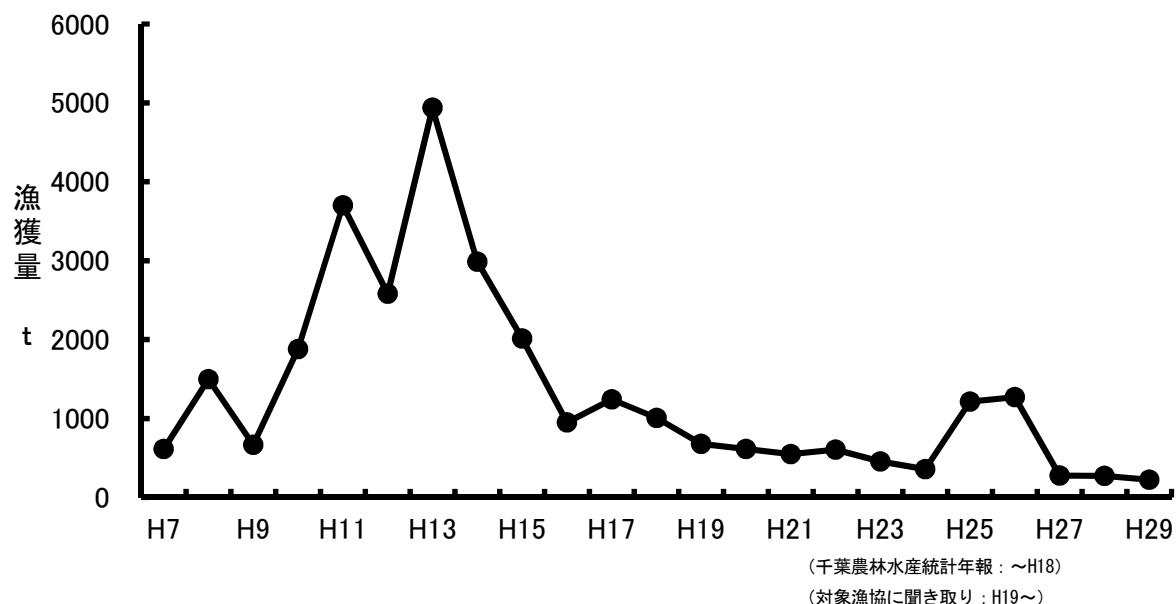


図 41 漁獲量の推移（潜水器漁業）

(2) 資源管理措置

対象魚種全体の資源水準を包括的に向上させるため、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容等を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁日の設定

また、上記の措置のほか、これまで実施してきている小型貝の保護、操業時期・区域の制限等の措置についても引き続き取り組み、資源の増大を図る必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 原則として資源管理計画策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるか等について、評価・検証する。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者等）の助言を得た上で、資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、資源量及びCPUEの経年的な動向を基本とし、当該データの把握が困難である場合には、漁獲量等の経年的な変化も判断基準として活用する。なお、その場合、定量的な資源動向の把握を可能とするデータの収集等について、体制整備に努めるものとする（別紙1）。
- ④ 漁業者等は評価・検証の結果を踏まえ、管理措置の内容等の見直しを図ることとする。

第4 その他

（1）履行確認について

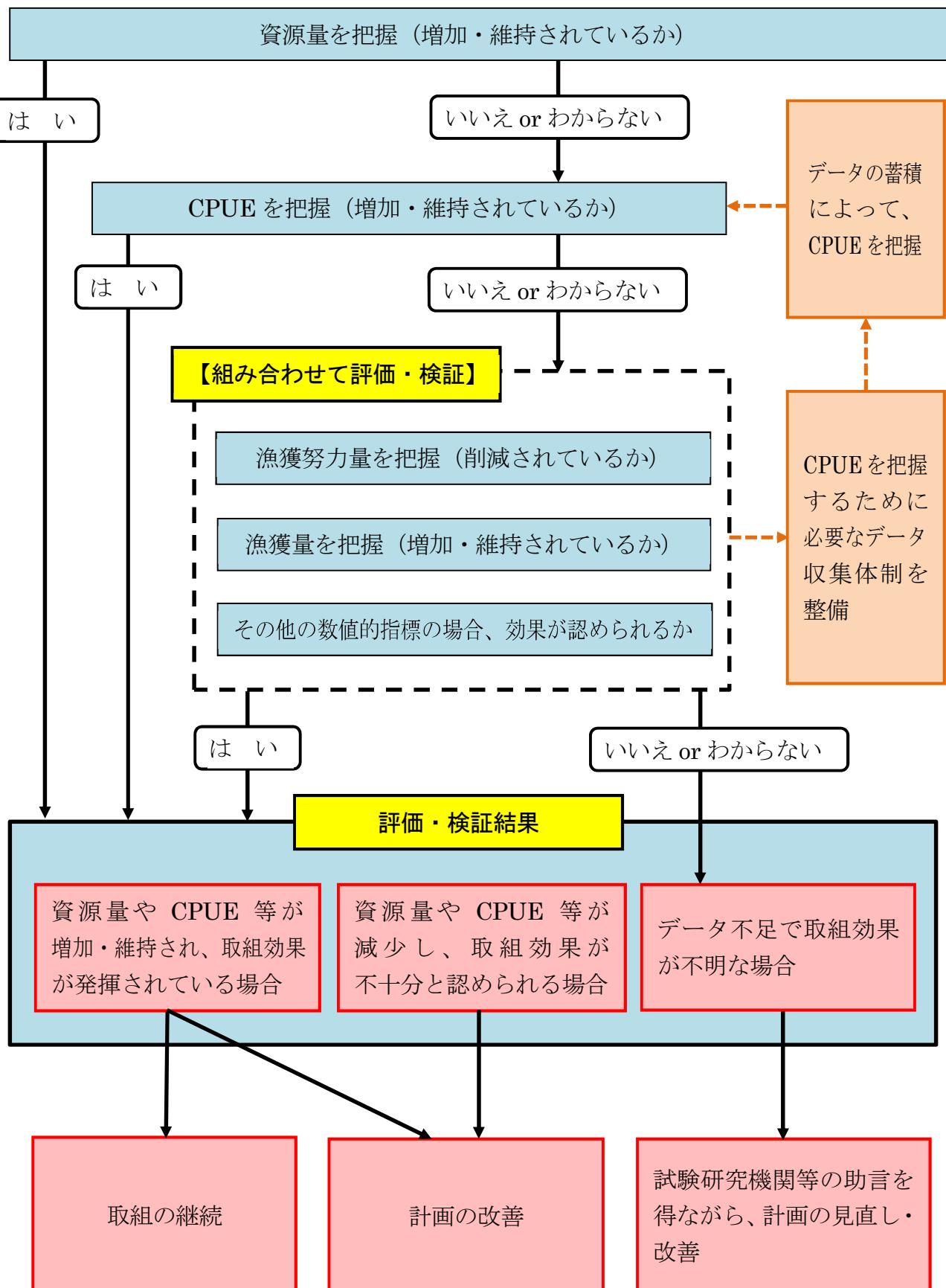
本指針に従い、関係する漁業者や漁業協同組合が資源管理計画を定めた場合は、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、千葉県資源管理協議会（以下、「県協議会」とする。）は、別紙2に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、県協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲管理情報処理システムも合わせて活用することとする。

（2）その他

関係漁業者は、本指針に記載している資源管理措置以外に、自主的に行っている資源管理のほか、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場環境保全活動等の取組みについても積極的に参加し、資源の増大に努めるものとする。さらに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成並びに森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組むこととする。

資源管理計画の評価・検証手順例



(別紙2)

資源管理措置の履行確認手段について

漁業者が行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

記

資源管理措置	履行確認手段
休漁	漁業者作成の操業日誌 市場荷受伝票 漁協仕切伝票 漁具撤去等の写真
係船休漁	停泊時写真
漁具制限	漁具、操業設備の写真
漁法制限	漁船設備の写真
漁獲物制限 (小型魚の保護)	市場や漁協の再放流データ 操業日誌 市場水揚伝票
種苗放流	種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ヒラメ・マダイ協力負担金支出証拠書類 種苗放流、中間育成、種苗放流効果調査に参加した証拠書類